

新潟県条例第10号

新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心子ども基金条例（平成21年新潟県条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。